第3期

かしわら 男女共同参画プラン

2015(平成 27)年 3 月



あいさつ

本市では、1995 (平成7)年に「かしわら女性プラン」を策定し、2005 (平成17)年には「男女が互いに尊重し合い、性別にかかわりなく自分らしく、のびやかにいきいきと暮らせる社会づくり」を基本理念とした第2期「かしわら男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた施策を図ってまいりました。

さらに、2006 (平成18) 年には「柏原市男女共同参画推進条例」を制定し、 男女共同参画を目指す指針として様々な施策を推進してまいりました。

しかし、依然として、社会制度や慣習などに固定的な性別役割分担意識が根強く残っております。

この度、第2期「かしわら男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、 2024 (平成36) 年度を目標とする第3期「かしわら男女共同参画プラン」を策 定いたしました。

本計画の策定にあたっては、2013(平成25)年に実施しました市民意識調査からの本市の現状や現行計画の推進状況を踏まえるとともに、市民から幅広い意見を聴き、その反映にも努めてまいりました。この計画は、男女共同参画の実現に向けての基本目標と推進する具体的施策を定めています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画を含み、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらに男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、取り組むことが必要であり、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました柏原市男女共同参画審議会 委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意 見をお寄せいただきました市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

2015 (平成27) 年3月

柏原市長 中野隆司

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2 基本的な性格	1
3 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 計画策定の背景 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
(1)世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 国の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 大阪府の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)柏原市の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 計画のめざす方向	5
1 基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
2 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3章 計画の内容	11
基本目標 I 男女共同参画社会を実現するための意識変革・・・・	11
基本課題1 男女共同参画の意識づくり ・・・・・・・・・	12
基本課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・	14
基本課題3 国際社会への理解と多文化共生の推進・・・・・・・	16
基本目標 🛘 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進 · · · ·	17
基本課題1 政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画推進・	18
基本課題2 働く場での男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・	20
基本課題3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進・	22
基本課題4 地域における男女共同参画の推進 ・・・・・・・・	24
基本目標Ⅲ だれもが生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備 ・	26
基本課題1 子育て支援体制の拡充・・・・・・・・・・・	27
基本課題2 様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援の推進・	29
基本課題3 生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・	31
基本目標 $\mathbb N$ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 \cdots ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
基本課題1 あらゆる暴力を許さない社会づくり ・・・・・・・	34
基本課題2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進(DV対策基本計画)	36
施策の指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

第4章	計画の推進	39
1	庁内における推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2	柏原市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進・・	39
3	市民、事業者との協働と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
4	国、大阪府との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	参考資料	41
用語	5解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
デー	-夕で見る柏原市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・	44
男女	x共同参画に関する国内外の動き(年表) · · · · · · · · · ·	49
男女	z共同参画社会基本法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
配偶	る。 古からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・	57
柏原	東市男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	(1) 万文六问乡画证是宋历	
柏原	である。 でででは、 でででは、 でである。 でである。 でである。 でである。	69

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

柏原市では、男女共同参画社会基本法*に基づき、「男女が互いに人権を尊重しつつ 責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することがで きる男女共同参画社会」をめざして、2005(平成 17)年に「かしわら男女共同参画 プラン」を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、職場や地域、家庭生活等の様々な場面において、固定的な性別役割分担意識*が根強く残っており、男女共同参画社会の実現には至っていません。

このような現状を踏まえ、男女共同参画の推進を阻害する様々な課題に対応するため、「柏原市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果等に基づき、「第3期かしわら男女共同参画プラン」を策定します。

2 基本的な性格

「かしわら男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしています。

本計画には、男女共同参画社会の実現に直接的に関係するもののほか、その実現を 円滑に進める社会的条件の整備や環境づくりに関するものも含んでいます。また、本 市が主体的に実施する事業を中心としていますが、国や府、その他関係機関との連携 や市民・事業者の参画・協力により推進していく施策も含んでいます。

3) 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」
- (2)「柏原市男女共同参画推進条例」(2007 (平成 19) 年 4 月 1 日施行) 第 9 条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- (3)「第2期かしわら男女共同参画プラン」の成果を引き継ぎ、柏原市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査(2013(平成25)年度実施、以下、「市民意識調査」という)の結果を反映させた計画
- (4)「第4次柏原市総合計画」の指針に沿って、市が策定した他の計画との整合性を図りながら推進
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV法*)第2条の3第3項に基づく、市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)
- (6)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条 第2項に基づく「市町村推進計画」

4) 計画の期間

計画の期間は、2015 (平成 27) 年度から 2024 (平成 36) 年度までの 10 年間です。 なお、社会経済情勢に対応した適切な施策を展開していくために、必要に応じて見直 しを行います。

5 計画策定の背景

(1)世界の動き

国連は、1975 (昭和50) 年を「国際婦人年」とし、国際婦人年世界会議において、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択し、続く「国連婦人の10年」以降、女性の人権擁護と男女平等の実現をめざし国際的な行動を進めてきました。1979 (昭和54) 年に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行など個人の意識変革も求められています。

1993 (平成5) 年、世界人権会議では、女性の権利は人権であることが宣言され、1994 (平成6) 年、国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利) の考え方を女性の人権として、国際的に初めて打ち出した行動計画が採択されました。

1995 (平成7)年、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」では、女性の地位は向上したものの、男女間の不平等が続いていることを確認し、第3回世界女性会議での「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全で効果的な実現をめざすとともに、各国は、12の重大問題領域において、具体的な行動をとることを要請されました。

北京女性会議から 10 年目にあたる 2005 (平成 17) 年に「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

2009(平成21)年に国連の女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、日本での取組が遅れていることについて次のとおり指摘されています。

- 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消
- 男女の賃金格差の是正
- 非正規雇用の多数を女性労働者が占めている現状の改善
- 保育施設の拡充、男性の育児休業の奨励
- セクシュアル・ハラスメント等職場における性差別への制裁
- 女性に対する暴力に関する取組の強化

(2) 国の動き

国では、日本国憲法で男女平等を定められたことを契機に、女性の地位向上を図るための取組が進められ、また国連を中心とした世界的な動きの中で大きく進展しました。

1999 (平成11) 年、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律は、男女共同参画社会を『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』として、あらゆる分野における取組を総合的に推進していくこととしています。

2001 (平成 13) 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (以下「DV防止法」という。) が制定・施行され、女性に対する暴力の根絶に向け た取組を推進しています。

雇用の分野では、2006 (平成 18) 年に、子育てや介護等により離職した女性に対し、 希望に沿った再就職・起業の実現のため、「女性の再チャレンジ支援プラン」が改定 され、具体的施策が盛り込まれました。

2007 (平成 19) 年、安定した仕事に就けない、仕事と生活が両立しにくいといった 現実の改善をめざし、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を描くとともに、関係者 が果たすべき役割を示した、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス*) 憲章」 を制定し、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

2010 (平成22) 年には、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

(3) 大阪府の動き

大阪府では、1981 (昭和56) 年に第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、2度の改訂を経て、2001 (平成13) 年に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(大阪府男女共同参画計画)」を策定しました。

2002 (平成14) 年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念や府、府民、事業者の責務を定めた「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006(平成18)年、大阪府男女共同参画計画が改訂され、2011(平成23)年、「おおさか男女共同参画プラン」(2016(平成28)年改訂予定)が策定され、次の5つを基本方向として施策が展開されています。

- ① 男女共同参画による社会の活性化
- ② 仕事と生活の調和の推進
- ③ セーフティネットの充実
- ④ 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画
- ⑤ 地域力アップへの支援

(4) 柏原市の動き

柏原市では、1989 (平成元) 年、教育委員会社会教育課に婦人青少年係を設置し、 女性施策への本格的な取組を開始しました。

1993 (平成5) 年には、女性施策の総合的な推進を図る内部組織として、庁内に「女性施策推進連絡会」 (2002 (平成14) 年より「男女共同参画社会推進本部」に名称変更) を設置しました。同年、学識経験者や団体代表者で構成する「女性問題懇話会」から「柏原市女性施策推進への提言」が提出されました。

この提言を踏まえ、1995(平成7)年に「かしわら女性プラン」を策定しました。 総合的な意見や提言を求めるために「女性問題推進会議」(2002(平成14)年より「男 女共同参画社会推進会議」に名称変更)を設置しました。女性問題への認識をもち活 動するための拠点施設として、女性センター(フローラルセンター)を設置し、女性 問題・男女共同参画に関する講座や研修、啓発、相談、情報収集・提供等の事業の展 開を図ってきました。

2005 (平成17) 年には、男女共同参画社会推進会議からの「男女共同参画社会実現への提言」を受けて、「男女が互いに尊重し合い、性別にかかわりなく自分らしくのびやかにいきいきと暮らせる社会づくり」を基本理念とした、第2期「かしわら男女共同参画プラン」を策定しました。

2006 (平成18) 年、男女共同参画社会推進会議から「男女共同参画を推進する条例制定を願って(提言)」が提出され、2007 (平成19) 年、柏原市における男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「柏原市男女共同参画推進条例」を施行しました。2013 (平成25) 年、男女共同参画についての市民の意識や実態を把握し、第3期「かしわら男女共同参画プラン」の基礎資料とするため、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施しました。

第 2 章 計画のめざす方向

1 基本理念

2007 (平成19) 年に施行した「柏原市男女共同参画推進条例」(以下、条例)では、次の5つを基本理念としています。

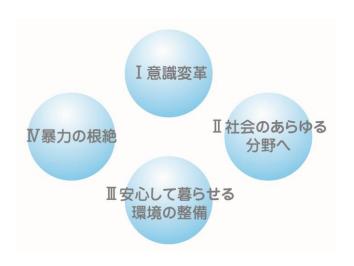
- (1) 男女の人権尊重
- (2) 社会における制度・慣行への配慮
- (3) 政策・方針の立案および決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮

本計画では、条例の基本理念を踏まえ、第2期計画で掲げた基本理念を継承します。

計画の基本理念

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわりなく、自分らしく のびやかにいきいきと暮らせる社会づくり

計画の基本目標



2 基本的な考え方

(1) 男女の平等と人権の確立

男女が個人として等しく尊重され、男女間のあらゆる差別や暴力が根絶され、男女が相互に人権を尊重できる社会をめざします。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

ジェンダー*による「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に 基づいた社会の制度や慣行を改め、男女が共に考え、行動し、責任を分かち合って いく社会をめざします。

(3) エンパワーメント*の推進

一人ひとりが本来持っている能力を発揮し、自信と希望を持って生きていけるような社会をめざします。



(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援や介護サービスの充実とともに、育児・介護休業の取得の促進を図るなどにより、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう推進します。

(5) あらゆる分野へ男女が参画できる環境づくり

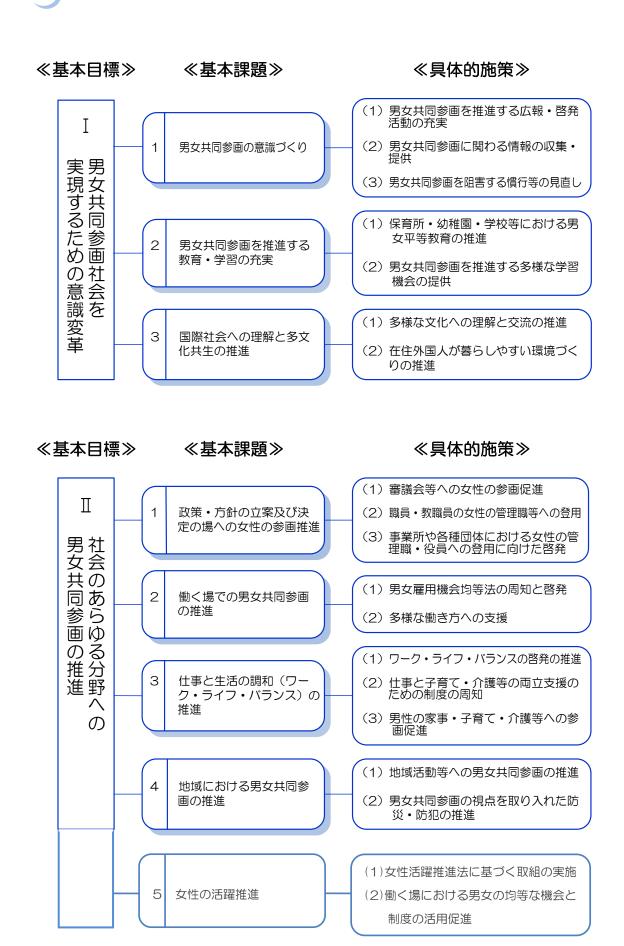
男女が対等にあらゆる分野に参画できるよう、社会的条件の整備や環境づくりをめざします。

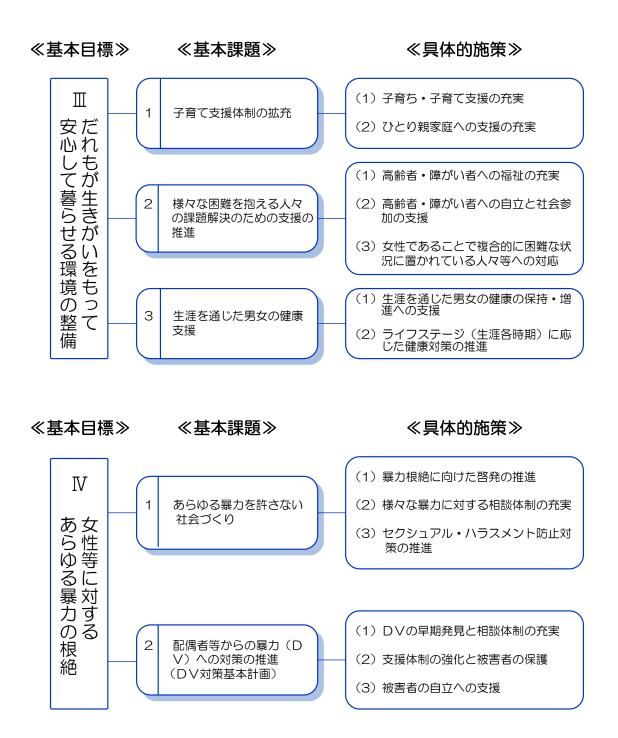
(6) 市・市民・事業者のパートナーシップの推進

男女共同参画社会を実現するために、市はもとより市民、事業者等が自発的・主体的な取組を進めるとともに、それぞれが連携・協力していきます。



3 施策の体系







第 3 章 計画の内容

基本目標

男女共同参画社会を実現するための意識変革

現状と課題

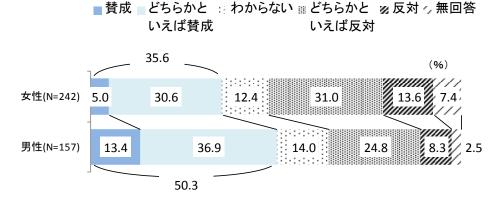
固定的な性別役割分担(「男は仕事、女は家庭」など)を肯定する意識は根強く残っています。また、家庭や地域、職場などでは依然として男性が優位に立ち、男女不平等を感じる社会となっています。

2013(平成25)年に実施した「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」(以下、市民意識調査)においては、「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方について、肯定する人の割合は、前回より女性、男性ともに低下していますが、女性35.6%、男性50.3%となっています。女性、男性ともに肯定する人の割合は全国よりも低くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について 肯定する人の割合(%)

	柏原市		全 国
	平成 25 年	平成 15 年	平成 24 年
女性	35.6	41.3	48.4
男性	50.3	58.3	55.1

(注) 肯定する人の割合…賛成+どちらかといえば賛成



資料:市民意識調査(平成25年)

男女共同参画社会を実現するための意識変革を進めていくうえで、固定的な性別役割分担意識を払拭するための広報・啓発や、男女共同参画に関する情報の収集・提供を図るとともに、子どもの頃からの男女平等教育の推進が求められます。

基本課題1 男女共同参画の意識づくり

■行政の取組

具体的施策 1 男女共同参画を推進する広報・啓発活動の充実

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくために、多様な 媒体を通じた広報・啓発活動を充実します。

施策の内容	関係課
市の刊行物等において、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性	広報広聴課
別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表	人権推進課
現していきます	関係各課
市の広報活動において遵守すべきガイドラインを職員に周知します	人権推進課
男女共同参画への理解を深めるための啓発冊子やパンフレット・情報	人権推進課
誌等を発行します	
広報紙やホームページ (市公式ウェブサイト)、ポスター、映像メデ	広報広聴課
ィア等様々な媒体を通じた啓発・広報活動を実施します	人権推進課
男女共同参画に関する図書・情報誌等を貸し出しするとともに、男女	人権推進課
共同参画週間、人権週間等においては特別コーナーを設け展示・貸出	図書館
しを行います	

具体的施策2 男女共同参画に関わる情報の収集・提供

関係機関との連携の下に、男女共同参画に関わる様々な情報を収集し、発信を行うとともに、男女共同参画の視点に立った調査・研究を実施します。

施策の内容	関係課
国・大阪府やその他関連機関との緊密な情報交換および連携の強化 を図ります	人権推進課
男女共同参画に関わる情報を収集し、広く市民に対して情報発信を行います	人権推進課
男女共同参画の視点に立った調査・研究を実施します	人権推進課

具体的施策3 男女共同参画を阻害する慣行等の見直し

地域や職場における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等を見直し、男女共同 参画を推進していくよう啓発活動を推進します。

施策の内容	関係課
男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や慣行の解消に	人権推進課
向けて啓発の充実に努めます	
働く場での固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等を解消するた	産業振興課
め、事業主に対する啓発活動を実施します	人権推進課
行政内部において男女共同参画を推進するために、職員を対象とした	人事課
啓発活動を行います	人権推進課

- ●市が提供する情報を積極的に利用・活用しましょう。
- ●行政の刊行物等について、男女の人権尊重の視点で検証し、見直しの必要のある場合は発行機関に対して意見を述べましょう。
- ●事業所等の刊行物について、男女の人権尊重の視点での表現に努めましょう。
- ●身近な慣習や行事等に潜む固定的な性別役割分担について考えましょう。
- ●市との情報交換に努めましょう。

基本課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

■行政の取組

具体的施策 1 保育所・幼稚園・学校等における男女平等教育の推進

子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、保育や学校教育の場で男女平等教育を推進します。また、子どもに接する教職員や保護者の男女共同参画意識の醸成を図ります。

施策の内容	関係課
保育所、幼稚園、小・中学校等における継続的な男女平等教育を推 進していきます	子育て支援課 指導課
学校等において男女平等に基づいた性に関する教育の充実を図りま す	指導課
教職員の男女共同参画意識の向上を図ります	学務課 指導課
家庭における男女平等学習を推進するため、保護者に対する意識醸成 を図ります	指導課 社会教育課 人権推進課



具体的施策 2 男女共同参画を推進する多様な学習機会の提供

男女がともに固定的な性別役割分担意識を見直し、能力を開発できるような学習機 会や、メディア・リテラシー*を高めることができる学習機会の充実を図ります。

施策の内容	関係課
固定的な性別役割分担意識の見直し等をテーマとした男女共同参画	人権推進課
を推進する講座・講演会・研修等を充実します	公民館
	関係各課
男女がともに参加しやすい講座や啓発活動等を推進します	人権推進課
	公民館
メディア・リテラシーを高めメディアを正しく読み解き活用する能力	指導課
を育みます。またメディアによる差別的表現や暴力的表現、過度の性	社会教育課
的表現を受け入れることのないよう学習機会を充実します	人権推進課
女性が能力を伸ばし積極的に社会進出できるような講座や講演会を	人権推進課
充実します	
フローラルセンターにおいて、男女共同参画に取り組む団体やグルー	人権推進課
プの学習や活動を支援します	

- ●保育所、幼稚園、学校等の男女平等教育を家庭や地域でも理解し、一緒に進め ましょう。
- ●家庭での固定的な性別役割分担意識にとらわれない育児やしつけで子育てし ましょう。
- ●講座・講演会・研修等で積極的に学習しましょう。
- ●男性も講座等に積極的に参加できるように働きかけましょう。
- ●メディア・リテラシーを養う学習機会を積極的に活用しましょう。
- ●メディアに対して男女の人権尊重の視点で検証してみましょう。
- ●フローラルセンターや関係機関等を有効に利用・活用しましょう。

基本課題3 国際社会への理解と多文化共生の推進

■行政の取組

具体的施策1 多様な文化への理解と交流の推進

男女共同参画に関する国際的な動きについて情報を発信するとともに、市民一人ひとりが世界の多様な文化を理解して、国際的な人権意識が高まるよう推進します。

施策の内容	関係課
男女共同参画に関する国際的な動向等の情報を収集し、提供します	人権推進課
市民一人ひとりや民間団体における国際交流・国際協力活動を促進す	まちの魅力づくり課
るための情報提供や支援を行います	人権推進課
	関係各課
各国の男女共同参画の現状について理解を深め、国際的な人権意識の	人権推進課
向上を図ります	指導課

具体的施策2 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

在住外国人が日本でも安心して暮らしていけるよう、行政サービスの情報提供の充実を図るとともに、日本語の習得を支援します。

施策の内容	関係課
在住外国人が暮らしやすいよう、様々な行政サービスの情報提供に 努めます	人権推進課 関係各課
在住外国人及び在住外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援します	社会教育課 指導課

- ●男女共同参画に関する国際的な動向を意識しましょう。
- ●国際交流や国際協力に積極的に参加しましょう。

基本目標 Ⅱ

社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

現状と課題

男性が優位であるという社会の背景には、政策・方針決定の場において男性が多数を 占めているという事実があります。

国の目標値では審議会や管理職に占める女性の割合は 30%となっていますが、平成 25 年度において本市の審議会は 22.8%、管理職は 3.7%で低い状況にあります。

また職場においては、男女平等の下に賃金や職種等が決められ、さらに管理職への登 用も行われる必要があります。

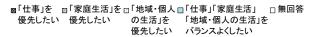
女性が結婚・出産を機にやむを得ず仕事を辞める方も少なくありません。また男性に おいては過重労働により帰宅が遅く、家庭での生活が不十分であるとも言われています。

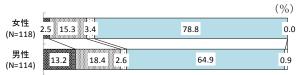
市民意識調査では、女性、男性ともに「仕事、家庭生活、地域・個人の生活をバランスよくしたい」が最も多いのですが、現実は、女性、男性ともに「仕事」を第一に優先しています。仕事と生活のバランスを図りたいが、現実は仕事を優先せざるを得ない状況にあります。

仕事と生活の調和について

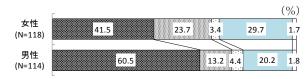
希望

現実





図「仕事」を □「家庭生活」を□「地域・個人 □「仕事」「家庭生活」 □無回答
優先している 優先している の生活」を 「地域・個人の生活」を
優先している パランスよくしている



資料:市民意識調査(平成25年)

地域活動においても、男性が役職に就くという慣行がみられ、実務的な役割は主に女性が担っている状況があります。

市においては、審議会等委員や管理職への積極的な女性の登用を図ることが求められています。事業所においては、賃金や職種、管理職への登用などにおいて男女が平等であることが必要であり、そのために雇用機会均等法の周知が求められます。

地域においても、男女が共に活動に参画するよう、また役職においても男女が平等に 登用されるよう啓発を行う必要があります。

男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るためには、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を進め、育児・介護休業制度の周知と男女ともに取得しやすいような職場の環境づくりが求められます。

基本課題1 政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画推進

■行政の取組

具体的施策 1 審議会等への女性の参画促進

政策・方針の立案及び決定の場へ女性の参画を図るために、審議会等への女性の登 用を促進します。

施策の内容	関係課
政策・方針の立案及び決定の場に女性の意見を反映するために、審議 会等への女性の登用を促進します	関係各課
女性委員が未参画となっている審議会等の解消と女性委員の割合の 向上に努めます	関係各課

具体的施策 2 職員・教職員の女性の管理職等への登用

政策・方針の立案及び決定の場へ女性の参画を図るため、市職員及び教職員の管理 職への女性の登用を推進し、また職員に対する研修や学習の機会を充実します。

施策の内容	関係課
市職員及び教職員の管理職への女性の登用を推進します	人事課
	学務課
政策・方針の立案及び決定の場へ女性の参画を促進するため、職員・	人事課
教職員に対する研修や学習機会を提供します	学務課
	指導課

具体的施策 3 事業所や各種団体における女性の管理職・役員への登用に向けた啓発

事業所や各種団体における方針の立案及び決定の場において女性の参画が向上するよう、人材発掘やポジティブ・アクション*などの啓発を推進します。

施策の内容	関係課
商工団体及び事業所に対して、ポジティブ・アクションの促進に向け た啓発を行います	産業振興課 人権推進課
各種団体に対して、方針の立案及び決定の場への女性の参画を促進します	人権推進課
地域で活躍する女性の人材の発掘と、その育成に努めます	人権推進課
	関係各課

- ●市政に関心を持ち、政策・方針の立案及び決定の場に参加・参画しましょう。
- ●女性職員、女性教員の管理職登用に理解を深めましょう。
- ●事業者は、女性の管理職を積極的に登用しましょう。
- ●事業者は、ポジティブ・アクションに対して理解を深め実施しましょう。

基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

■行政の取組

具体的施策 1 男女雇用機会均等法*の周知と啓発

働く場での男女共同参画を実現するため、事業主及び労働者に対して男女雇用機会 均等法や育児・介護休業制度など関係法制度の周知を図るとともに、制度を利用しや すい環境づくりや、女性の職域拡大を図るための啓発を推進します。

施策の内容	関係課
事業主及び労働者等に対して「男女雇用機会均等法」等労働に関する 法律・制度の周知に努めます	人権推進課 産業振興課
事業主及び労働者に対して、育児・介護休業制度の周知を図ります	人権推進課 産業振興課
事業主に対して、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環 境づくりに努めるよう啓発を行います	人権推進課 産業振興課
事業主に対して、女性の職域拡大に努めるよう啓発を行います	人権推進課 産業振興課

具体的施策2 多様な働き方への支援

男女の多様な働き方への支援のため、パートタイム労働法についての情報提供をはじめ、地場産業の振興や職業知識・技術の学習機会の確保、就労情報の提供を図ります。

施策の内容	関係課
パートタイム労働法の情報提供に努めます	産業振興課
	人権推進課
地場産業の振興により男女の雇用の場を拡大します	産業振興課
関係機関と連携し、就労を希望する人に対して、職業知識や必要な技術に関する学習機会の情報を提供し、就職および再就職を支援します	産業振興課 人権推進課

- ●労働者は、労働の基本的権利について学びましょう。
- ●事業者は、労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう。
- 事業者は、男女ともに育児・介護休業制度が利用しやすい環境を整えましょう。
- ●事業者は、労働者が仕事と生活の両立が図れるように労働時間の短縮や休暇制 度等を取り入れましょう。
- ●事業者は、女性の職域について拡大するよう努めましょう。
- ●労働者は、職業知識や技術を学習できる機会に積極的に参加しましょう。







基本課題3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進

■行政の取組

具体的施策 1 ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進

仕事と生活の調和を図り、男女ともに家庭や地域に参画できるよう、事業主及び労働者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

施策の内容	関係課
事業主及び労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスについての認	産業振興課
識を深める啓発を行います	人権推進課
事業主に対して、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図ることができ	産業振興課
るよう、労働時間の短縮や休暇制度等の運用を促す啓発を進めます	人権推進課

具体的施策2 仕事と子育で・介護等の両立支援のための制度の周知

男女がともに仕事と子育て・介護等の両立ができるよう、育児・介護休業制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくり、保育サービスの情報提供の充実を図ります。

施策の内容	関係課
事業主及び労働者に対して、育児・介護休業制度の周知を図ります(再	産業振興課
掲)	人権推進課
事業主に対して、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環	産業振興課
境づくりに努めるよう啓発を行います(再掲)	人権推進課
保護者の就労形態に応じた保育サービス等の情報提供を行います	子育て支援課

具体的施策3 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

男性が男女共同参画の理解を深め、家庭生活への参画が進むよう、広報・啓発活動を推進するとともに、育児・介護等についての子どもの体験や男性の学習の場を提供します。

施策の内容	関係課
男性の家庭生活への参画が進むよう、広報・啓発活動を行います	人権推進課
	関係各課
男性のための、育児・介護教室や栄養・料理教室等の学習の場を提供	高齢介護課
します	子育て支援課
	健康福祉課
	公民館
中学生を対象とした育児や介護の体験学習を実施します	指導課

- ●ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めましょう。
- ●育児・介護休業制度等を十分に理解し、有効に活用しましょう。
- 事業者は、男女ともに育児・介護休業制度が利用しやすい環境を整えましょう。
- ●男性の家庭的責任について男女ともに認識を高めましょう。
- ●男性も家事・子育て・介護等ができるよう必要な技術を身につけましょう。
- ●家庭では、幼少期から男女の区別なく、家事等の手伝いをする環境を作りましょう。

基本課題4 地域における男女共同参画の推進

■行政の取組

具体的施策 1 地域活動等への男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進のため、地域活動・ボランティアへの男女の参画や団体における女性の役職への登用を促進します。

活動を通じて男女共同参画社会の実現に寄与する諸団体・グループのネットワークづくりを推進します。

施策の内容	関係課
地域活動への男女の参画促進のための広報・啓発を充実します	地域連携支援課
	人権推進課
各種団体に対して、方針の立案及び決定の場への女性の参画を促進し	地域連携支援課
ます (再掲)	人権推進課
様々な年代の男女が主体的に参加、参画できるような地域活動を促進	地域連携支援課
します	関係各課
男女共同参画社会の実現をめざした諸団体・グループのネットワー	人権推進課
クづくりを進めます	

具体的施策 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯の推進

男女共同参画の視点から地域における防災・防犯の取組を推進します。

施策の内容	関係課	
男女のニーズの違いに配慮した防災計画の作成等、防災に関する政	危機管理課	
策・方針の立案及び決定の場に女性の参画を促進します		
地域で実施されている自主防災活動への女性の参画を推進します	危機管理課	
女性や子ども等を犯罪から守るため、防犯設備の充実を図ります	地域連携支援課	
子ども等への犯罪防止のため、防犯パトロール等地域ぐるみの防犯活	学務課	
動を展開します	社会教育課	
地域の防犯組織への支援を進め、日頃からの防犯意識を高める啓発活	地域連携支援課	
動に努めます		

■市民・地域社会、事業者の取組

- ●地域活動に積極的に参加・参画し、地域活動を活性化させましょう。
- ●地域における方針の立案及び決定の場へ、女性を積極的に参画させるよう配慮 しましょう。
- ●男女ともに、防災や防犯について積極的に参画しましょう。

基本課題 5 「女性の活躍推進」

具体的施策 1 女性活躍推進法に基づく取組の実施

女性活躍推進法では、市における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう 努めるものとされています。柏原市では、女性活躍推進法に基づき、「柏原市における 女性の活躍の推進に関する推進計画(推進計画)」を本プラン[※]と一体のものとして策 定します。また、別に柏原市自身の「特定事業主行動計画」を同法に基づき策定してい ます。

(※かしわら男女共同参画プラン)

施策の内容	関係課
「推進計画」の策定と推進	人権推進課
女性活躍推進法に基づき、「柏原市における女性の活躍の推進に関	
する推進計画」を本プランと一体のものとして策定し、事業主及び労	
働者等に対して、啓発等の取組を推進します。	
「特定事業主行動計画」の推進	人事課
女性活躍推進法に基づき、市は事業主として、女性職員の活躍の推	
進に向けて、重点項目の情報把握と課題分析の結果を踏まえ、「特定	
事業主行動計画」を策定し、採用・仕事と家庭の両立・働き方につい	
て、女性職員が活躍できる環境づくりの取組を推進します。	

具体的施策2 働く場における男女の均等な機会と制度の活用促進

働く場での男女共同参画を実現するため、事業主及び労働者等に対して、男女雇用機 会均等法等の関係法制度の周知を図るとともに、女性の職域拡大への取組を推進します。

施策の内容	関係課
男女雇用機会均等法の周知と啓発	人権推進課
基本目標Ⅱ-2-(1)	産業振興課
多様な働き方への支援	人権推進課
基本目標Ⅱ-2-(2)	産業振興課
総合評価落札方式の推進	契約検査課
働く場での男女共同参画の実現に向けた取組として、総合評価落札	
方式を推進します。	

だれもが生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備

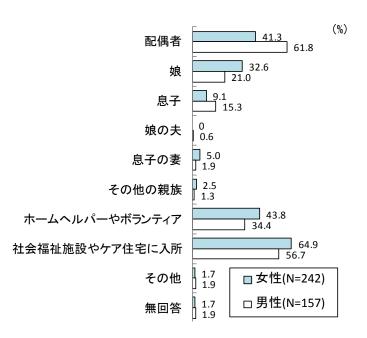
現状と課題

将来に向けて男女共同参画社会の実現を担う子ども達の環境は、少子化、核家族化、女性の社会進出等により大きく変化しており、いじめや虐待など深刻な問題も発生しています。

高齢者や障がい者においては、介助・介護が必要な方が年々増えています。また、長寿化や年金支給開始年齢の引き上げ等に伴い、高齢者や障がい者が自立して元気でいきいきと暮らしていくことが望まれています。

介護や看護の負担は女性に偏りがちになっています。市民意識調査では、高齢になって寝たきりや認知症になった場合に、主に誰に(どこで)身の回りの世話をしてほしいかきいたところ女性は「社会福祉施設やケア住宅に入所」が64.9%で最も多く、男性は「配偶者」が61.8%で最も多くなっています。

高齢になった時の身の回りの世話について



資料:市民意識調査(平成25年)

また、障がいの有無や国籍、同和問題等の理由により、複合的な差別を受け、就労や生活の面で困難な状況にある女性がいます。

年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが生涯にわたって健康であることを望んでいます。とくに女性は妊娠と出産を経験する可能性があり、男性と異なる健康の変化や問題に直面します。

子どもの生きる力を育み、将来個性と能力を十分に発揮できるよう、子育ちと子育てへの支援が必要となっています。高齢者・障がい者に対しては、質と量ともに伴った福祉サービスを必要に応じて受けることができ、また自立と社会参加が促進されるような支援が必要となっています。女性の障がい者や在住外国人等に対しては、とくに配慮をして就業や生活等の支援の充実を図る必要があります。生涯を通じて男女の健康の保持・増進への支援に努めるとともに、ライフステージ(生涯各時期)における健康対策が必要となっています。

基本課題1 子育て支援体制の拡充

■行政の取組

具体的施策 1 子育ち・子育て支援の充実

子どもの生きる力を育み、将来個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野で活躍できるよう、子育ち・子育てへの支援を充実します。

施策の内容	関係課
柏原市次世代育成支援行動計画及び柏原市子ども・子育て支援事業	子育て支援課
計画に基づき子育て支援を充実します	健康福祉課
	関係各課
福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、男女ともに相談しやすい	子育て支援課
体制を充実します	健康福祉課
	指導課
	関係各課
保護者の就労形態等の多様化に対応するため、低年齢保育、延長保	子育て支援課
育、一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育等、様々な保育サ	関係各課
ービスを充実します	
仕事と子育ての両立のため、放課後児童会事業の充実を図ります	社会教育課
地域と関わる各種事業を通して、子どもの異年齢間交流や高齢者をは	子育て支援課
じめ地域の方々との交流を推進します	社会教育課
	指導課
	関係各課

具体的施策2 ひとり親家庭への支援の充実

生活や子育て等の様々な面で困難な状況にあるひとり親家庭への支援を充実します。

施策の内容	関係課
ひとり親家庭への生活支援や就労支援など関係機関と連携して相	子育て支援課
談・支援を充実します	産業振興課
	指導課
	生活福祉課
	関係各課

■市民・地域社会、事業者の取組

- ●子育てを男女で担う意識を高めましょう。
- ●子育ての問題はひとりで抱え込まず、気軽に相談しましょう。
- ●保育サービスについて理解を深め、就業形態やライフスタイルに合ったサービ スを有効に活用しましょう。
- ●地域の子育てネットワークに積極的に参加しましょう。
- ●地域交流活動に積極的に参加しましょう。
- ●多様な家族形態について理解を深め、認め合いましょう。



基本課題2 様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援の推進

■行政の取組

具体的施策 1 高齢者・障がい者への福祉の充実

介護・介助を必要とする高齢者及び障がい者に対して、適切なサービスを提供できるよう、質と量の観点から充実を図ります。

施策の内容	関係課
柏原市介護保険事業計画及び柏原市高齢者福祉計画に基づき、高齢	高齢介護課
者の介護サービスの充実を図ります	関係各課
柏原市障害者計画*及び柏原市障害福祉計画*に基づき、障がい者の	障害福祉課
福祉サービスの充実を図ります	関係各課
各種保険制度等の周知徹底に努めます	保険年金課 高齢介護課 障害福祉課

具体的施策2 高齢者・障がい者への自立と社会参加の支援

高齢者及び障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労や職業訓練等の面から 支援の充実を図ります。

施策の内容	関係課
柏原市介護保険事業計画及び柏原市高齢者福祉計画に基づき、高齢 者の自立と社会参加の促進を図ります	高齢介護課 関係各課
柏原市障害者計画及び柏原市障害福祉計画に基づき、障がい者の自立 と社会参加の促進を図ります	障害福祉課 関係各課
関係機関と連携し、高齢者が生きがいをもって就労できるよう支援の 充実に努めます	産業振興課 高齢介護課
高齢者の経験や技能等を地域に還元する機会を提供します	指導課 関係各課
障がいのある人の経済的自立を図るため、関係機関と連携し、就労支援の充実に努めます	産業振興課 障害福祉課
障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し支援体制の充実に努めます	障害福祉課 子育て支援課 指導課 関係各課

具体的施策3 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

女性であることで複合的に困難な状況に置かれている障がい者や在住外国人等に対し、就業等による自立のための支援を推進し、また相談体制の充実を図ります。

施策の内容	関係課
障がいがあること、在住外国人であること等複合的に困難な状況に置	人権推進課
かれている女性の様々な悩みに対して、関係機関と連携し、支援の充	関係各課
実を図ります	
女性で障がいのある人や在住外国人等に対して、就業等による自立	産業振興課
に向けた支援を推進します	障害福祉課
	生活福祉課
	人権推進課

■市民・地域社会、事業者の取組

- ●高齢者や障がいのある人、その家族は相談窓口を有効に活用しましょう。
- ●保険制度や各種サービスについて、正確な情報を持ち、有効に活用しましょう。
- ●地域社会は高齢者や障がいのある人が孤立しないよう協力し合いましょう。
- ●地域社会は高齢者や障がいのある人の地域活動を支援しましょう。
- ●高齢者や障がいのある人も積極的に地域活動に参加しましょう。

基本課題3 生涯を通じた男女の健康支援

■行政の取組

具体的施策 1 生涯を通じた男女の健康の保持・増進への支援

生涯を通じて男女が健康を保持・増進していけるよう、健康づくりや健康診査をは じめとする各種の対策の充実を図ります。

施策の内容	関係課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*についての理解を深めるための	人権推進課
啓発や情報提供を行います	指導課
	健康福祉課
「健康かしわら 21 計画」*に基づいて食育、運動、禁煙、飲酒等市民	健康福祉課
の健康づくりのため、健康診査、健康教育等の充実に努めます	指導課
地域におけるスポーツ活動等を通じて健康づくりに努めます	スポーツ推進課
	指導課
心の健康対策を推進します	健康福祉課
	関係各課
薬物乱用、性感染症等健康を脅かす問題についての防止対策を推進し	健康福祉課
ます	学務課
	指導課
	関係各課

具体的施策 2 ライフステージ(生涯各時期)に応じた健康対策の推進

ライフステージ(生涯各時期)に応じて、思春期における心とからだ、妊娠・出産、 生活習慣病等に対する相談やサービスの支援の充実を図ります。

施策の内容	関係課
思春期の性や心とからだに関する問題について相談・助言できる体	指導課
制を充実します	健康福祉課
安心して妊娠・出産ができるように、妊婦健康診査、家庭訪問、電話	健康福祉課
等による保健指導の母子保健サービスや産褥ヘルパーの派遣等の養	子育て支援課
育支援体制を充実します	
健康診査や各がん検診の普及に努め生活習慣病予防対策を充実しま	健康福祉課
す	保険年金課

■市民・地域社会、事業者の取組

- ●女性自身が自らの性と生殖に関する健康と権利について自覚しましょう。
- ●各家庭で親から子どもに、男性と女性がお互いに尊重する性教育をしましょ う。
- ●未成年へのタバコやアルコールの販売禁止に地域ぐるみで取り組みましょう。
- ●性感染症やHIV/エイズについての偏見をなくし、正確な知識を持ち対応するようにしましょう。
- ●家族や地域が協力し、思春期の子ども達への見守りを行いましょう。
- ●妊娠・出産期の権利の保障のため、各種情報を積極的に活用しましょう。
- ●市民一人ひとりが生活習慣の見直しを図り、健康を保持できるよう努めましょう。

基本目標 Ⅳ

Ⅳ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

 DV^* やデート DV^* 、セクシュアル・ハラスメント*等、女性等に対する暴力が絶えません。とりわけDVは、現実には女性の被害者が圧倒的に多く、そこには固定的な性別役割分担意識や男女の経済力の格差、男女の上下関係等、社会的・構造的な問題があります。

市民意識調査によれば、DVに対する考え方については、どの項目においても、「DVにあたる」と認識されてきています。

受けたDVの行為については、女性、男性ともに「大声でどなる」が最も多く、女性は次いで「暴言をあびせる」、「物を投げる」、「長期間無視する」など、男性は「長期間無視する」、「暴言をあびせる」などとなっています。

DVを経験した人に、その後の相談先についてきいたところ、「どこにも相談しなかった」が最も高く、女性 42.7%、男性 57.6%と、誰にも相談できない実態がうかがえます。

配偶者、パートナー、恋人からの暴力の経験と考え方

単位:%

行 為	何度もあった+ 1・2度あった		暴力にあたる	
	女性	男性	女性	男性
なぐる、ける	12.9	8.3	63.6	62.4
なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす	6.6	1.9	60.7	64.4
物を投げる	21.1	8.9	61.6	63.7
大声でどなる	44.2	28.6	58.2	56.0
長期間無視をする	18.2	20.3	54.1	51.0
暴言をあびせる	24.4	15.9	61.1	57.3
生活費を渡さない	6.6	1.2	56.2	46.5
働くことを妨害する	8.7	2.6	52.9	52.9
嫌がっているのに性的な行為を強要する	11.1	3.2	57.4	59.2
無理やりポルノビデオや雑誌を見せる	2.1	1.3	52.4	54.8
交友関係や行動を細かく監視し、制限する	14.0	5.1	54.1	52.9
外出を制限する	16.5	5.7	52.8	52.3

注:暴力にあたる=どんな場合でも暴力にあたると思う+ 暴力の場合とそうでない場合がある

資料:市民意識調査(平成25年)

暴力は人間としての尊厳の侵害であり、また犯罪であるとの認識を深め、防止していくための啓発活動が重要となっています。また、被害者に対しては、早期発見に努めるとともに、相談窓口の周知を図り、いつでも相談しやすい体制づくりが必要となっています。被害者を保護した後の精神的ケアや生活面での自立に向けた支援体制の強化も求められています。

基本課題1 あらゆる暴力を許さない社会づくり

■行政の取組

具体的施策 1 暴力根絶に向けた啓発の推進

あらゆる暴力は、犯罪であり、人権を著しく侵害するものであるとの認識を深め、 その防止と根絶に向け、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。

施策の内容	関係課
あらゆる暴力の防止と根絶のため、講座、広報紙、ホームページ等	人権推進課
の様々な媒体と機会を通じて啓発活動を推進します	産業振興課
	子育て支援課
	高齢介護課
	障害福祉課
	指導課
	健康福祉課

具体的施策2 様々な暴力に対する相談体制の充実

様々な暴力による被害者が相談しやすいよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し被害者への支援を図ります。

施策の内容	関係課
DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラス	人権推進課
メント*、ストーカー*、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の	産業振興課
被害者が相談しやすいよう、相談窓口の体制を整え、関係機関との	子育て支援課
連携により被害者への支援を図ります	高齢介護課
	障害福祉課
	指導課
	健康福祉課

具体的施策3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を深め、職場や学校、地域等あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発を推進します。

施策の内容	関係課
セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解を深め、防止する	産業振興課
ための啓発活動を推進します	人事課
	学務課
	指導課
	人権推進課
セクシュアル・ハラスメントに関する市及び関係機関の相談窓口の周	産業振興課
知と情報提供に努めます	人事課
	学務課
	指導課
	人権推進課

■市民・地域社会、事業者の取組

- ●女性等に対する暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう。
- ●DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等女性等に対する暴力の被害 については関係機関に連絡しましょう。
- ●児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の事実を知った場合、すみやかに関係機 関に連絡しましょう。

基本課題2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進

柏原市 DV 対策基本計画

■行政の取組

具体的施策 1 DV の早期発見と相談体制の充実

DVを早期に発見し、また被害者が安心して相談できるよう、体制の充実を図ります。また男性の被害者及び加害者への相談窓口も充実します。

施策の内容	関係課
学校や保健・医療機関等と連携してDV被害者の早期発見に努めま	人権推進課
す	子育て支援課
	関係各課
相談窓口の周知と、被害者が安心して相談できるよう相談体制の充実	人権推進課
を図ります	子育て支援課
	関係各課
被害者の男性等が相談しやすいよう、男性のための相談窓口の充実に	人権推進課
努めます	

具体的施策2 支援体制の強化と被害者の保護

関係機関との連携により、DV被害者の安全確保を強化します。

施策の内容	関係課
被害者の安全を確保するため、警察や大阪府、関係機関との連携を	人権推進課
強化します	子育て支援課
	関係各課

具体的施策3 被害者の自立への支援

関係課・関係機関との連携により、DV被害者の自立に向けた支援に取り組みます。

施策の内容	関係課
被害者が、精神面、経済面、居住面等で安心して自立した生活が送	人権推進課
れるよう、関係課及び関係機関が連携して自立支援に取り組みます	子育て支援課
	関係各課

■市民・地域社会、事業者の取組

●配偶者や恋人等から暴力を受けている女性等がいることを知った場合、すみや かに関係機関に連絡しましょう。



●施策の指標

<5年から10年ごとの調査>

項目		現状		目標			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		数值	(%)	調査時期	数値 (%)	達成時期
用語の	の認知度	女性	35.9	H25年	50	H35年	
		7 1 7 7	男性	31.2	11204	30	1100 4
		 男女共同参画社会	女性	62.0	H25年	80	H35 年
		7577 (132 🗆 144	男性	65.0	,		
		ワーク・ライフ・バランス	女性	35.5	H25年	60	H35 年
			男性	42.7		4.5	
_	平等感	家庭生活	女性	23.6	H25年	45	H35年
	平等になっ		男性	42.7		55	
	る」と思う	地域・社会活動への参加	女性	32.2	H25年	50	H35年
人の智	테마기		男性 女性	38.9		50	
		職場		14.0	H25年	30	H35年
				25.5		35	
		社会通念・慣習やしきたり	女性	12.8	H25年	25	H35年
			男性	22.3		30	
は家原	は仕事、女庭」という	肯定する人の割合	女性	35.6	H25年	25	H35年
	的な性別役担について		男性	50.3	11254	35	1100 #
D	DVにあた	 「長期間無視する」	女性	54.1	H25年	80	H35 年
\ \ !-	ると思う人	「大労団無況する」	男性	51.0	HZ5 #		H35 4
>について	の割合	 「働くことを妨害する」	女性	52.9	H25年	80	H35 年
5	りて	「国くことが思する」	男性	52.9	11204	80	H30 #
		「外出を制限する」	女性	52.8	H25年	80	H35 年
	- シャロシ (2 g Minu を 2 min を 3 g)		男性	52.3	11204	50	11004
		相談するほどのことではな	女性	77.4	H25年	50	U25 年
	いと思った」人の割合		男性	70.6	11204	50	H35 年

<1 年ごとの調査>

項目		現、状		目標	
		数値 (%)	調査時期	数値 (%)	達成時期
審議会等の女性委員の割合		26.1	H26 年	35	H35 年
女性委員のいない審議会の数		2機関	H26 年	〇機関	H35 年
市職員の管理職(課長級以上)	こおける女性の割合	4.4	H26年	20	H35 年
教職員の管理職(校長)における女性の割合	77-12		H26 年	35	H35 年
おける女性の割合	中学校	0	H26 年	15	H35 年
区長(行政協力委員)における女性の割合		1.8	H26 年	10	H35 年

第 4 章 計画の推進

1) 庁内における推進体制

(1) 柏原市男女共同参画社会推進本部

男女共同参画があらゆる分野にわたる課題であることを認識し、本計画を総合的、 効果的に推進するため、柏原市男女共同参画社会推進本部の下に、庁内関係各課の一 層の連携を図ります。

(2) 進行管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて、計画の評価を行い、その結果を公開します。

(3) 拠点施設

男女共同参画推進の拠点施設である女性センターを男女共同参画センターとし、男女共同参画に関する学習、啓発、情報の収集・提供や相談体制等のより一層の充実を図るとともに、男女共同参画を推進する市民団体の活動を支援します。

2) 柏原市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進

柏原市男女共同参画推進条例には、市、市民、事業者の責務が盛り込まれています。 それぞれの責務を踏まえ、本計画の基本理念と目標を共有し、各施策について積極的に 取り組んでいきます。

市が実施する男女共同参画に関する施策について意見等があるときは、柏原市男女共同参画審議会及び関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。

3) 市民、事業者との協働と連携

本計画の推進にあたっては、社会を構成する市民一人ひとりの意識や行動の変革、事業者の積極的な取組等、あらゆる場面での取組が重要です。本計画を総合的・効果的に推進するため、市民、事業者と協働するとともに、相互に連携を図ります。

4 国、大阪府との連携

本市の男女共同参画の取組は、国際的な動きや、国、大阪府の動きと連動しながら進められてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後とも国からの情報提供に基づき、大阪府やその他の関係機関と連携し施策の推進を図ります。



参考資料

用語解説

■ エンパワーメント

その人が本来持っている力を引き出すこと。個人が社会の一員としての自ら意識と 能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること。

■ 男女共同参画社会基本法

男女が対等に利益を享受し、責任も分かち合う「男女共同参画社会」を創っていくために、総合的、計画的に取り組むための基本となる法律で、1999(平成11)年6月に制定、施行されました。この法律は、本文中に揚げた5つの基本理念からなっており、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めたものです。

■ 男女雇用機会均等法

(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」1986 (昭和61) 年施行、2013 (平成25) 年改正) 2013 (平成25) 年の改正における主な改正点は、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されることです。また、セクシュアル・ハラスメントについて、同性に対するものも含まれるものであること、発生原因や背景として考えられる性別による役割分担意識に基づく言動をなくしていくこと、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアル・ハラスメントが生じるおそれがある場合なども相談に応じること、事後対応事例として管理監督者や産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルへルス不調への相談対応が明示されました。

■ 柏原市障害者計画

「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「当該市町村における障害者のための施 策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」として策定するものであり、柏原市 における障害者施策の基本指針となるものです。

■ 柏原市障害福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条に基づき、市町村が、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定める計画のことをいいます。

■ 間接差別

一見、性に中立的な基準であっても、実態において性に偏りがあるため、両性間に 不平等をもたらすものをいいます。

■ 健康かしわら21計画

「健康増進法」第8条に基づく市町村健康増進計画として策定するものであり、柏

原市における健康づくり施策の基本指針となるものです。

■ 合計特殊出生率

15~49 歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

■ ジェンダー

生物学的な性の違い(セックス)に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいいます。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

■ ストーカー

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話、メール、ファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。2000 (平成12)年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

■ 性別役割分担意識

性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、男性・女性の性別を理由として役割を決めつける考え方をいいます。

■ セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な 性質の言動をいい、それにより勉学・課外活動・研究・就労を遂行する上で一定の不 利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。セクシュアル・ハラス メントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いが、女性から男性への場合、 あるいは同性間でも問題となります。

■ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別、年齢、国籍等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、 共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

■ デートDV

恋人同士など親密な関係にある人からの暴力で身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、 精神的暴力、相手の交友関係や行動をしばる社会的暴力のこと。

■ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力のこと。身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げつける等)、性的暴力(セックスの強要、避妊に協力しない、無理やりアダルト

ビデオを見せる等)、精神的暴力(無視する、脅す、大声で怒鳴る等)、経済的暴力(生活費を渡さない等)、社会的暴力(実家・友人との付き合いの制限、交友関係の監視等)などがあります。

■ DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

(2001 (平成 13) 年 4 月公布、2002 (平成 14) 年 4 月施行) ドメスティック・バイオレンスの防止を目的として制定された法律です。配偶者 (事実婚や元配偶者も含む) からの暴力を犯罪と位置付け、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とします。被害者が暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時は、加害者に対し、この法律に基づき、「保護命令」を裁判所に申し立てることができます。

■ パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と 尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与え ること。

■ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを意味します。

■ メディア・リテラシー

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディア を適切に選択し発信する能力を身につけることを意味します。メディア情報をうのみ にしないで正確に解読する能力が求められています。

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)

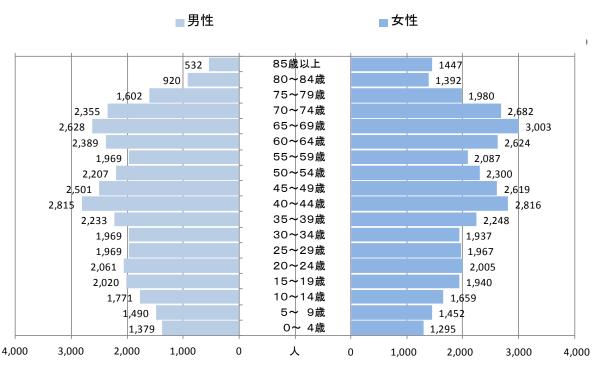
リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。その中心課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な避妊・出産、子どもが健康に産まれ育つことなどが含まれています。

■ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家 庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多 様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

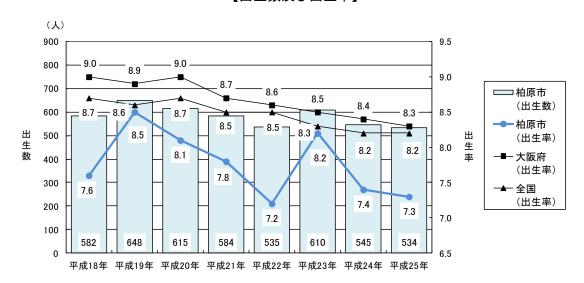
データで見る柏原市の現状

【年齢階級別の人口構成(人口ピラミッド)】



資料:住民基本台帳(平成26年3月末現在)

【出生数及び出生率】



資料:人口動態統計

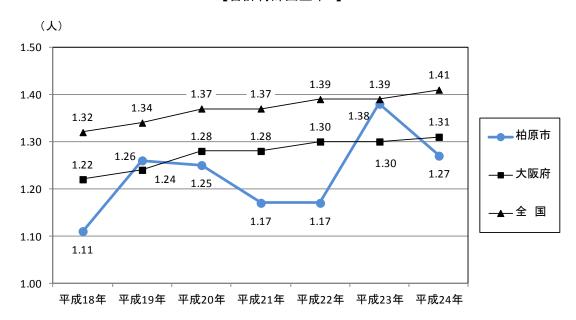
【高齢化率と年齢3区分別人口】



資料:国勢調査

注:年齢不詳があるため、合計しても総数と合わない。

【合計特殊出生率*】



資料:人口動態統計

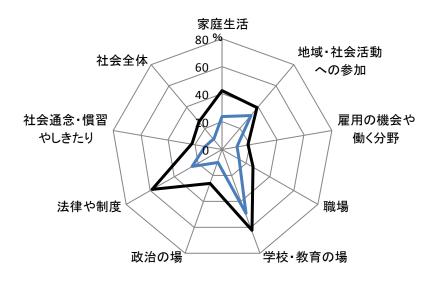
【各分野における男女平等について「平等になっている」の割合】

単位:%

		家庭生活	地域・社会活動	雇用の機会や働	職場	学校・教育の場	政治の場	法律や制度	社会通念・慣習	社会全体
女性	【平成15年】 (N=473)	17. 1	24. 7	1	10. 6	46. 9	8. 7	21. 4	5. 5	9. 9
	【平成25年】 (N=242)	23. 6	32. 2	10. 7	14. 0	49. 2	10. 3	25. 6	12. 8	9. 9
男性	【平成15年】 (N=386)	25. 6	37. 3	-	20. 5	53. 1	22. 8	40. 4	11. 4	15. 0
	【平成25年】 (N=157)	42. 7	38. 9	18. 5	25. 5	62. 4	26. 1	58. 6	22. 3	26. 1

資料:市民意識調査(平成15年、平成25年)

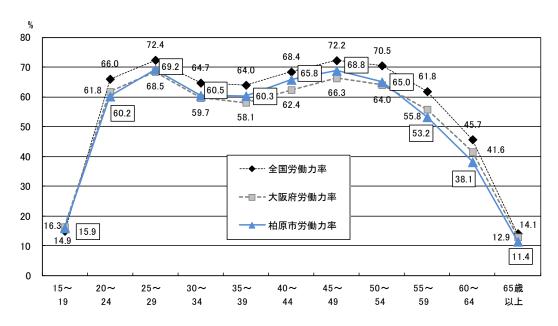
【各分野における男女平等について「平等になっている」の割合】



資料:市民意識調査(平成25年)

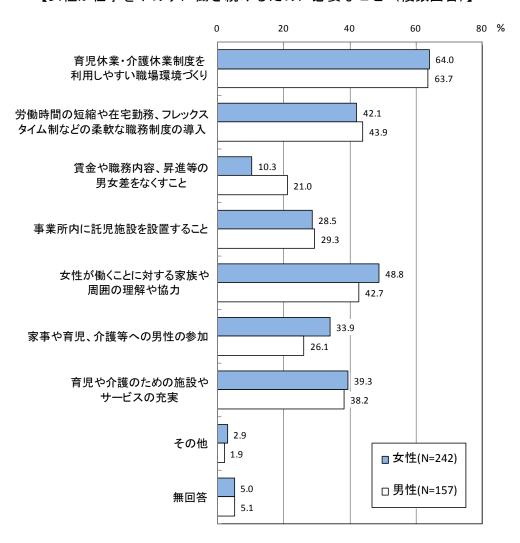
——女性(N=242) ——男性(N=157)

【女性の労働力率】



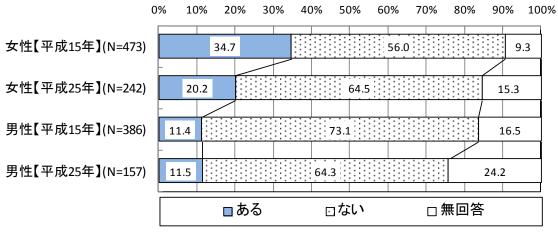
資料: 国勢調査(平成22年)

【女性が仕事をやめずに働き続けるために必要なこと (複数回答)】



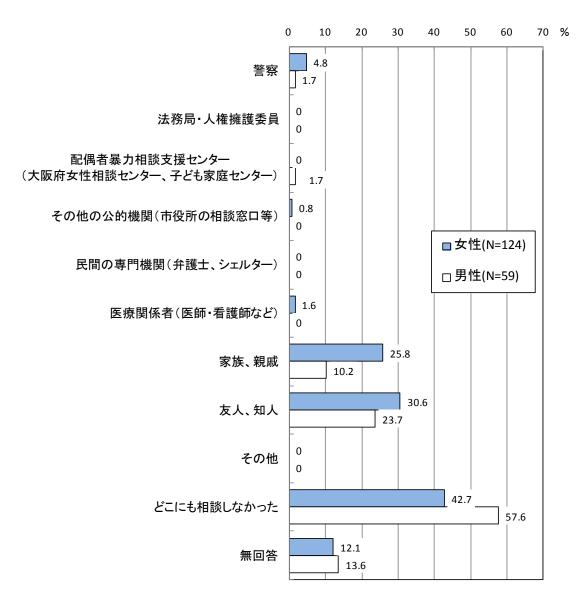
資料:市民意識調査(平成25年)

【セクシュアル・ハラスメントの経験の有無】



資料:市民意識調査(平成15年、平成25年)

【DV経験後の相談先(複数回答)】



資料:市民意識調査(平成25年)

男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年 代	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	柏原市の動き
1975年 (昭和50年)	■国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)で 「世界行動計画」採択	●総理府に「婦人問 題企画推進本部」 設置		
1976年 (昭和51年)	●「国連婦人の10年」ス タート	民法一部改正 (離婚後の氏の 選択など)	女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」 策定国立婦人教育会 館開設	●「大阪府婦人問題 推進会議」設置	
1979年 (昭和54年)	■国連総会で「女子差別 撤廃条約」採択		●「大阪府婦人問題 企画推進本部」設 置	
1980年 (昭和55年)	●「国連婦人の10年」中 間年世界会議 (コペ ンハーゲン) 開催	●「女子差別撤廃条 約」署名	企画部府民文化 室に婦人政策係 を設置	
1981年 (昭和56年)	●「女子差別撤廃条約」 発効	●民法一部改正(配 偶者の法定相続 分引上げなど)	●第1期行動計画 「女性の自立と 参加を進める大 阪府行動計画」策 定	
1982年 (昭和57年)			●企画部に婦人政 策室を設置	
1985年 (昭和60年)	●「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准改正国籍法施行(父系血統主義から父母両系主義へ)		
1986年 (昭和61年)		●「男女雇用機会均 等法」施行	●第2期行動計画 「21世紀をめざ す大阪府女性プ ラン」策定	
1987年 (昭和62年)		「2000 年に向け ての新国内行動 計画」策定		
1989年 (平成元年)	■国連で「子どもの権利 条約」採択	新学習指導要領 で中学・高校家庭 科の男女必修化		教育委員会社会 教育課に婦人青 少年係を設置
1990年 (平成2年)	●「ナイロビ将来戦略」 の見直し勧告採択			
1991年 (平成3年)			●第3期行動計画 「女と男のジャ ンプ・プラン」策 定 ●「大阪府女性基 金」創設	●「男女平等に関する市民意識調査」 実施 ● 学識経験者や団体代表者で構成する「女性問題懇話会」発足
1992年 (平成4年)		●「育児休業法」施 行	●「婦人政策課」を 「女性政策課」に 改称	

年 代	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	柏原市の動き
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校の家庭科 男女共修開始「パートタイム労働法」施行		●庁内に「女性施策 推進連絡会」設置 ●「女性問題懇話 会」が「柏原市女 性施策推進への 提言」提出
1994年 (平成6年)	■国際家族年●国際人口・開発会議 (カイロ)	高校の家庭科男女共修開始「子どもの権利条約」批准総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画」の設画推進本部」設置	大阪府立女性総 合センター(ドー ンセンター)開設	
1995年 (平成7年)	■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択●第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」改正「IL0156 号条約 (家族的責任条約)」批准	●「男女協働社会の 実現をめざす府 民意識調査」発表	「第1期 かしわら女性プラン」策定「女性問題推進会議」設置女性センター(フローラルセンター) 設置
1996年 (平成8年)		●「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	●大阪府女性問題 懇話会提言書提 出	
1997年 (平成9年)		●「労働基準法」改正 ●「男女雇用機会均等法改正」(1999年全面施行)	●第3期行動計画 (改定)「新 女 と男のジャンプ・ プラン」策定	
1998年 (平成10年)			●「女性政策課」を 「男女協働社会 づくり課」に改称	
1999年 (平成11年)		● 「児童買春・児 童ポルノ禁止法」 施行 ●「男女共同参画社 会基本法」施行	●「男女協働社会の 実現をめざす府 民意識調査」発表	
2000年(平成12年)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニュ ーヨーク)	●「ストーカー規制 法」「児童虐待防 止法」施行 ●「男女共同参画基 本計画」策定	●「女性に対する暴 力対策会議」設置	
2001年(平成13年)		●内閣府「男女共同参画会議」発足 ●「DV 防止法」施行 ●「男女共同参画週間」開始 ●「女性に対する暴力をなくす運動」開始	●「男女協働社会づくり課」を「男女協働社会づくり課」を「男女 共同参画課」に改称 ● 「おおさか男女 共同参画プラン (大阪府男女共 同参画計画)」策定	
2002年 (平成14年)		●「DV 防止法」一 部施行	●「大阪府男女共同 参画推進条例」施 行	●主管課が市長部 局人権推進課に 変更 ●「女性施策推進連 絡会」を「男女共 同参画社会推進

年代	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	柏原市の動き
				本部」に改称 「女性問題推進会議」を「男女共同参画社会推進会議」に改称
2003年 (平成15年)	女子差別撤廃条約履 行状況に関する日本 の報告書審議	「次世代育成支援 対策推進法」施行「少子化社会対策 基本法」施行		●「男女共同参画社 会づくりに関す る市民意識調査」 実施
2004年 (平成16年)		●「DV 防止法」改 正・施行		
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定	●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	●「男女共同参画社 会推進会議」が 「男女共同参画 社会実現への提 言」提出 ●「第2期 かしわ ら男女共同参画 プラン」策定
2006 年 (平成 18 年)		●「男女雇用機会均 等法」改正	●「おおさか男女共 同参画プラン(大 阪府男女共同参 画計画)(改訂 版)」策定	●「男女共同参画社 会推進会議」が 「男女共同参画 を推進する条例 制定を願って(提 言)」提出
2007 年 (平成 19 年)		●「パートタイム労働法」の改正 ●「DV防止法」一部改正 ●「ワーク・ライフ・バランス 章」及び「仕事と生活のの行動行動指針」策定	●「大阪府配偶者からの暴力の防止 及び被害者支援 ネットワーク」設 置	●「柏原市男女共同 参画推進条例」施 行 ●「柏原市男女共同 参画審議会」設置
2008 年 (平成 20 年)		●改正「DV防止 法」施行 ●「次世代育成支援 対策推進法」改 正		
2009 年 (平成 21 年)	●女子差別撤廃委員会 最終見解	●「育児・介護休業 法」改正	●大阪庁立女性総合センターを「大阪府立女性に対すると、 「大阪のでは、一大阪府では、一大阪府ができませた。」では、 「大阪府では、のでは、できますが、のでは、できますが、できままが、できますが、できまが、できまが、できまが、できまができまが、できまが、できまが、できまが	
2010年 (平成22年)	■国連「北京+15」記念 会合(ニューヨーク)	●「第3次男女共同 参画基本計画」 策定		
2011年 (平成 23年)			●「おおさか男女共 同参画プラン(改 定版)」策定	

年 代	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	柏原市の動き
2012年(平成 24年)			●「大阪府配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2013年 (平成 25年)				●「男女共同参画社 会づくりに関す る市民意識調査」 実施
2014年 (平成 26年)				●「第3期 かしわ ら男女共同参画 プラン」策定
2016年 (平成28年)				●「第3期 かしわ ら男女共同参画 プラン」一部改正

男女共同参画社会基本法

公布: 平成11年6月23日法律第78号

施行:平成11年6月23日

改正: 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

施行:平成13年1月6日

改正: 平成11年12月22日法律第160号

施行:平成13年1月6日

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け た様々な取組が、国際社会における取組とも連動 しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努 力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応し ていく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつ つ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その 個性と能力を十分に発揮することができる男女共 同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を

明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人 としての尊厳が重んぜられること、男女が性別 による差別的取扱いを受けないこと、男女が個 人として能力を発揮する機会が確保されること その他の男女の人権が尊重されることを旨とし て、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定 的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害す る要因となるおそれがあることにかんがみ、社 会における制度又は慣行が男女の社会における 活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中 立なものとするように配慮されなければならな

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共 団体における政策又は民間の団体における方針 の立案及び決定に共同して参画する機会が確保 されることを旨として、行われなければならな い。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成 する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活におけ る活動について家族の一員としての役割を円滑 に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこ とができるようにすることを旨として、行われ なければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団体 の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければなら ない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を 明らかにした文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項に ついて定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決 定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基 本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的 に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「市

町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参 画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社 会の形成に影響を及ぼすと認められる施策につ いての苦情の処理のために必要な措置及び性別 による差別的取扱いその他の男女共同参画社会 の形成を阻害する要因によって人権が侵害され た場合における被害者の救済を図るために必要 な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の策定に必要な調査研究を推進する ように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して 行う活動を支援するため、情報の提供その他の 必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会

議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又 は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本 的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の実施状況を監視し、及び 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼ す影響を調査し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を 述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見 を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか 一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数 の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年 とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されること ができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために 必要があると認めるときは、関係行政機関の長 に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資 料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力 を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織 及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成11年法律第88号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3 項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公 布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に 掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員 その他の職員である者(任期の定めのない者を 除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職 員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかか わらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。) は、平成13年1月6日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。

(以下略)

以上

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布: 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

施行: 平成13年10月13日

改正:平成16年6月2日法律第64号

施行: 平成 16 年 12 月 2 日

改正: 平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

施行: 平成 20 年 1 月 11 日

改正: 平成25年7月3日法律第72号

施行: 平成 26 年 1 月 3 日

改正: 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

施行: 平成27年4月1日

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第2条の二・第2条の三)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条-第5条)

第3章 被害者の保護(第6条-第9条の二)

第4章 保護命令(第10条-第22条)

第5章 雑則 (第23条-第28条)

第6章 罰則 (第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る ため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」 とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に 対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害 を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準 ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この 項及び第28条の二において「身体に対する暴力 等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に 対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体 に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する.

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法 務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条 第五項において「主務大臣」という。)は、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策に関する基本的な方針(以下この条並びに 次条第一項及び第三項において「基本方針」と いう。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定め るものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ ばならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当 該都道府県における配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護のための施策の実施に関する基 本的な計画(以下この条において「都道府県基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本 方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案し て、当該市町村における配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護のための施策の実施に関す る基本的な計画(以下この条において「市町村 基本計画」という。)を定めるよう努めなければ ならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都 道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のた めに必要な助言その他の援助を行うよう努めな ければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ ンターとしての機能を果たすようにするよう努 めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲 げる業務を行うものとする。
 - 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を 行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医 学的又は心理学的な指導その他の必要な指導 を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。 次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進する ため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関 する制度の利用等について、情報の提供、助 言、関係機関との連絡調整その他の援助を行 うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡 その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡 調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自 ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満た す者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を 行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動 を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害 者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又 は疾病にかかったと認められる者を発見したと きは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又 は警察官に通報することができる。この場合に おいて、その者の意思を尊重するよう努めるも のとする。
- 3 刑法 (明治40年法律第45号) の秘密漏示罪 の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前2項の規定により通報することを妨げるもの と解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又 は疾病にかかったと認められる者を発見したと きは、その者に対し、配偶者暴力相談支援セン ター等の利用について、その有する情報を提供 するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者 に関する通報又は相談を受けた場合には、必要 に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定に より配偶者暴力相談支援センターが行う業務の 内容について説明及び助言を行うとともに、必 要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和 29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法 (昭和 23 年法律第 136 号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方 面については、方面本部長。第15条第3項にお いて同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力 を受けている者から、配偶者からの暴力による 被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の 申出があり、その申出を相当と認めるときは、 当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、 国家公安委員会規則で定めるところにより、当 該被害を自ら防止するための措置の教示その他 配偶者からの暴力による被害の発生を防止する ために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法(昭和26年法律第45号) に定める福祉に関する事務所(次条において「福 祉事務所」という。)は、生活保護法 (昭和25 年法律第144号)、児童福祉法 (昭和22年法律 第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭 和39年法律第129号)その他の法令の定めると ころにより、被害者の自立を支援するために必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に 係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情 の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを 処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身 体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をい う。以下この章において同じ。) を受けた者に限 る。以下この章において同じ。)が、配偶者から の身体に対する暴力を受けた者である場合にあ っては配偶者からの更なる身体に対する暴力 (配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1 項第二号において同じ。) により、配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあ っては配偶者から受ける身体に対する暴力(配 偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から

引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から 退去すること及び当該住居の付近をはいかい してはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような 事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ と。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを 得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは 電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は 嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は

その知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付 し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者 がその成年に達しない子(以下この項及び次項 並びに第12条第1項第三号において単に「子」 という。)と同居しているときであって、配偶者 が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行 っていることその他の事情があることから被害 者がその同居している子に関して配偶者と面会 することを余儀なくされることを防止するため 必要があると認めるときは、第1項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体 に危害が加えられることを防止するため、当該 配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同 号の規定による命令の効力が生じた日から起算 して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居 を除く。以下この項において同じ。)、就学する 学校その他の場所において当該子の身辺につき まとい、又は当該子の住居、就学する学校その 他その通常所在する場所の付近をはいかいして はならないことを命ずるものとする。ただし、 当該子が15歳以上であるときは、その同意があ る場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者 が被害者の親族その他被害者と社会生活におい て密接な関係を有する者(被害者と同居してい る子及び配偶者と同居している者を除く。以下 この項及び次項並びに第12条第1項第四号にお いて「親族等」という。)の住居に押し掛けて著 しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその 他の事情があることから被害者がその親族等に 関して配偶者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため必要があると認めるときは、 第1項第一号の規定による命令を発する裁判所 又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、 その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が 生じた日以後、同号の規定による命令の効力が 生じた日から起算して 6 月を経過する日までの 間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この項にお いて同じ。) その他の場所において当該親族等の

- 身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤 務先その他その通常所在する場所の付近をはい かいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所が ないとき又は住所が知れないときは居所)の所 在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次 の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもす ることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定に よる命令(以下「保護命令」という。)の申立て は、次に掲げる事項を記載した書面でしなけれ ばならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は 配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後 の配偶者から受ける身体に対する暴力により、 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいと認めるに足りる申立ての時における 事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てを する場合にあっては、被害者が当該同居して いる子に関して配偶者と面会することを余儀 なくされることを防止するため当該命令を発 する必要があると認めるに足りる申立ての時 における事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てを する場合にあっては、被害者が当該親族等に 関して配偶者と面会することを余儀なくされ ることを防止するため当該命令を発する必要 があると認めるに足りる申立ての時における 事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当 該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた 措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治41年法律第53号)第58条/二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、こ れを発することができない。ただし、その期日 を経ることにより保護命令の申立ての目的を達 することができない事情があるときは、この限 りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属 官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若し くは保護を求めた際の状況及びこれに対して執 られた措置の内容を記載した書面の提出を求め るものとする。この場合において、当該配偶者 暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、 これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨 を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又 は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期 日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又

は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部 長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を 及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の 取消しの原因となることが明らかな事情がある ことにつき疎明があったときに限り、抗告裁判 所は、申立てにより、即時抗告についての裁判 が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停 止を命ずることができる。事件の記録が原裁判 所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ず ることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定 による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第2項から第4項までの規定による命令が 発せられているときは、裁判所は、当該命令の 効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を 申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場

合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の 規定による命令を発した裁判所が前項の規定に より当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の 申立て)

- 第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令 が発せられた後に当該発せられた命令の申立て の理由となった身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規 定による命令の再度の申立てがあったときは、 裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている 住居から転居しようとする被害者がその責めに 帰することのできない事由により当該発せられ た命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経 過する日までに当該住居からの転居を完了する ことができないことその他の同号の規定による 命令を再度発する必要があると認めるべき事情 があるときに限り、当該命令を発するものとす る。ただし、当該命令を発することにより当該 配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め るときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人 がその職務を行うことができない場合には、法 務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は その支局に勤務する法務事務官に第12条第2項 (第18条第2項の規定により読み替えて適用す る場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に 反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令 に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、 その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関 する理解を深めるために必要な研修及び啓発を 行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支 弁しなければならない。
 - 一第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる 業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相 談所が行う一時保護(同条第4項に規定する 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託 して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他適当と認める 者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴 い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道 府県が前条第1項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものにつ いては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲 げる費用の10分の5以内を補助することができ る。
 - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の二 補則

(この法律の準用)

第28条の二 第2条及び第1章の二から前章まで の規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んで いないものを除く。)をする関係にある相手から の暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第28条の 二に規定する関係 にある相手からの 暴力を受けた者を いう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又 は配偶者 であった 者	同条に規定する関係にある相手又は 同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項 から第4項条で、 項第二号、 で項第二号、 12条第1項 号まの 号ま 18条第1項 18条第1項	配偶者	第 28 条の二に規定 する関係にある相 手
第10条第1項	離婚をし、 又はその 婚姻が取 り消され た場合	第 28 条の二に規定 する関係を解消し た場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の二において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して 6 月 を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、 第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部 分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相 談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条 及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から 施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の 施行後3年を目途として、この法律の施行状況 等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づ いて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号) (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して 6 月 を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」とい う。)第10条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件については、 なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行 後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要 な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して 6 月 を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第10条の規定による命令の申 立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法第 28 号) 抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第 2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1 項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
 - 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10 条まで、第12条及び第15条から第18条まで の規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。

以上

柏原市男女共同参画推進条例

平成18年12月25日 条例第52号

男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、私たち柏原市民にとっても共通の願いである。

柏原市は、これまで、積極的に男女平等の推進に取り組んできており、平成17年3月には「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、市民とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきたが、真の男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。

こうした状況を踏まえ、柏原のまちに関わるすべての男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、家庭・地域・学校や職場などあらゆる分野において参画できるよう、市、市民、事業者、そしてあらゆる分野の教育に携わる者が一体となって取り組むことが重要である。

ここに、柏原市は、将来に向けて、国際社会における動向と連動しながら男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民(市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。以下同じ。)及び事業者(市内に事業所を置く事業者及びその他の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを いう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
 - (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)その他これに準ず る親しい関係にある者又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、経済的 又は性的な暴力行為その他の苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を 発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における 方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する 事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことが できるように配慮されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同 参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策 定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び 他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進 するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよ う努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画 の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよ う努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画できる機会の確保に努めるとともに、 職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備に努め なければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

- 第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であると間接的であるとを問わず 性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するもの とする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第18条に規定する審議会の意見を聴く とともに、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映させるよう努めるも のとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する調査研究の成果を公表するものとする。

(啓発)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、啓発の向上に努める ものとする。

(教育及び学習の推進)

第13条 市は、教育及び学習を通じて市民等が男女共同参画に関する理解を深めること ができるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第14条 市は、市民等が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、 当該活動について必要な措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 必要な体制の整備に努めるものとする。

(意見、提案等の取扱)

- 第16条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は市が実施するその他の施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、市長に対し意見、提案等を申し出ることができる。
- 2 市長は、前項に規定する申出があったときは、必要な措置を講じるものとする。

(相談への対応)

第17条 市長は、市民等から性別による差別的取扱い等の相談を受けたときは、他の関係機関との連携を図るなど適切かつ迅速に対応するものとする。

(審議会)

- 第18条 本市に、男女共同参画の推進施策に関する重要事項について意見を聴くため、 柏原市男女共同参画審議会を置く。
- 2 柏原市男女共同参画審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

柏原市男女共同参画審議会規則

平成18年12月25日 規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏原市男女共同参画推進条例(平成18年柏原市条例第52号。以下「条例」という。)第18条に規定する柏原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、条例第18条第1項の規定により、市の行う男女共同参画の推進に関する施策の重要 事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民(市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。)
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 前項第2号に掲げる委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない 理由があるときは、公募によらず選考することができる。
- 4 前項ただし書の規定により、公募によらず選考したときは、その理由を公表するものとする。
- 5 審議会の委員は、男女いずれか一方の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権主管部において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長 が定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

柏原市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体等
会 長	小林芳郎	学識経験者
副会長	布川孝子	学識経験者
委員	山下房子	人権擁護委員会
委員	益倉信廣	人権協会
委員	高 野 博 之	校園長会
委員	谷 定義	市労働組合協議会
委員	橋口明美	市商工会
委員	植岡稔	公募委員
委員	日下部 実 子	公募委員
委員	芝 野 節 子	公募委員

第3期 かしわら男女共同参画プラン

2015 (平成27) 年3月

発行 柏原市 市民部 人権推進課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話:072-972-1501(代表) FAX:072-972-2131(直通)